

## 令和7年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表します。

令和7年4月1日現在

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区大井の一部③</li> <li>・北区御津中山の一部②</li> <li>・北区建部町西原の一部③</li> <li>・北区菅野の一部②</li> <li>・北区御津高津の一部</li> <li>・北区建部町建部上の一部①</li> <li>・南区阿津の一部①</li> </ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児島小川7丁目の一部</li> <li>・川西町の一部</li> <li>・広江1丁目の一部</li> <li>・玉島柏島の一部</li> </ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
玉野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南七区の一部及び槌ヶ原の一部</li> <li>・槌ヶ原の一部</li> </ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
高梁市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山の一部（松山F地区）</li> <li>・松山の一部（松山G地区）</li> </ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
新見市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大佐田治部の一部</li> <li>・哲西町矢田の一部</li> <li>・新見の一部</li> <li>・哲多町成松の一部</li> </ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒜山下和の一部</li> <li>・小童谷の一部</li> </ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和7年度地籍調査事業計画

令和7年4月1日現在

※令和6年度予算繰越地区

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
新見市	<ul style="list-style-type: none"><li>・新見の一部</li><li>・神郷下神代の一部</li></ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none"><li>・勝山の一部</li><li>・西原の一部</li><li>・小童谷の一部</li><li>・美甘の一部</li></ul>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで